

# 出産・育児に関する休暇・休業制度等一覧（広島県教育委員会）

令和6年4月現在

対象職員		妊娠	誕生	1歳	1歳6月	3歳	小学校入学	4年生進学	中学校入学	中学校卒業
種類	男	女								
特別休暇		○	妊娠障害休暇	(14日以内)						
特別休暇		○	通勤緩和休暇	(正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日1時間以内)						
職専免		○	休息・補食職専免	(正規の勤務時間の始め又は終わりに連続する時間等以外の時間で、必要な時間)						
勤務制限		○	妊娠勤が請求した場合の変形・時間外・休日・深夜勤務の禁止							
特別休暇		○	妊産婦健診休暇	(妊娠期間等に応じて定める回数で、必要な時間)						
特別休暇		○	出産休暇	(原則として出産予定日の8週間前から出産の日後8週間まで)						
特別休暇	○		配偶者出産休暇	(配偶者の入院等の日から出産の日以後2週間までで3日以内)						
特別休暇	○		男性職員の育児参加休暇	(原則として出産予定日の8週間前から出産の日以後1年を経過する日までで5日以内)						
特別休暇	○	○	育児休暇(育児時間)	(1日2回、各45分。男性職員は、その配偶者が養育できる場合を除く。)						
休業	○	○	育児休業	(給与は支給されない)						
短時間勤務	○	○	育児短時間勤務							
部分休業	○	○	部分休業							
その他	○	○	早出遅出勤務・休憩時間の短縮【養育】							
勤務制限	○	○	育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務の原則禁止							
勤務制限	○	○	育児を行う職員が請求した場合の時間外勤務の制限・深夜勤務の原則禁止							
特別休暇	○	○	家族看護等休暇【子の看護】(他に看護者がいない場合)							
			家族看護等休暇【子の看護】(他に看護可能な者がいる場合において、当該子の看護を行うとき)							
			家族看護等休暇【予防接種・健康診断・感染症予防・気象警報等による臨時休業に係る世話・学校等行事への出席・児童発達支援・医療型児童発達支援】							



(1年5日以内。義務教育終了前の子等が2人以上の場合5日加算)

(19時間25分~24時間35分/週の4パターンの勤務)  
(週当たりの勤務時間に応じて給与は支給される)

子育て支援部分休暇 (正規の勤務時間の始め又は終わりに1日2時間以内)  
(勤務しなかった時間に応じて給与を減額する)

早出遅出勤務・休憩時間の短縮【送迎】

(早出遅出：1時間30分の範囲内で勤務時間を繰上げ・繰下げ)  
(休憩短縮：休憩時間が45分を超えて置かれている場合に限る)